

委員長 それでは、ただいまから始めたいと思います。

まず、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に13名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを許可いたしますので、ご了承願います。

開 会

委員長 それでは、ただいまから平成17年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を副委員長にお願いいたします。

傍聴人の方、どうぞ。

(傍聴人入室)

委員長 よろしいですか。それでは傍聴人の方、本日13名でございます。よろしく願いをいたします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案4件となっております。

議案第35号及び議案第36号

委員長 まず初めに、第35号及び第36号の2件の議案につきまして、これは請願でございます。

いずれも「教科書採択における公正中立の確保を求める請願」という標題でございます。

委員の皆様には、既に資料に基づきましてお読みいただいております。請願事項そのものは、ほぼ同趣旨というふうに思われます。

つきましては、この審議の方法でございますけれども、まずお諮りしたいと思います。ご意見がございませんでしょうか、例えば個々に審議をするか、それとも同一趣旨というふう

に認められれば一括審議という方法もございます。その点についてご意見をお伺いしたいと思います。いかがいたしましょう。

一括でよろしゅうございますか。

關委員 前回は請願に当たり、事前に資料をちょうだいしました。それで、よく読ませていただいた上、中身を検討した結果、ほぼ同じ請願の内容であろうということで一括でお願いしました。今回も似たように理解していいと思いますので、一括でいかがでしょうか。

委員長 実は、3月会議のときにたくさんの請願をいただいて、これも一括でいろいろ議論をさせていただきました。それを踏まえて、今回2つの請願が出ておりますが、内容は同様の趣旨であろうというふうに思います。

それでは、この2件につきましては一括審議にさせていただきます。

それでは、説明をお願いします。よろしく。

企画管理室長 それでは説明をさせていただきます。

議案第35号「教科書採択における公正中立の確保を求める請願について」。

教科書採択における公正中立の確保を求める請願を次により提出する。

平成17年6月3日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由でございますが、請願書を提出されたためということでございます。

議案第36号も同様でございます。

いずれも「教科書採択における公正中立の確保を求める請願」というもので、同一の標題であります。請願者は永井様、草野様でございます。

文書の前半は、この請願者の方々が請願を提出するに当たってのそれぞれの思いを書いておられます。この部分につきましては、委員の皆様には事前にそれぞれの請願文をお読みいただいておりますので、読み上げは省かせていただきます。

具体的な請願項目は、永井様は末尾の2項目、草野様は「記」以降の2項目の部分でございまして、これは一部文章の違いはありますが内容的には同一趣旨でございます。

それでは、議案第35号の永井様の請願項目を読み上げさせていただきます。

1、教職員組合や団体において特定の教科書を推薦・批判したり、採択・不採択を事前に決めたり、求めたりしないことを管轄内の関係教職員組合団体に文書で通知し徹底願いたい。

2、教科用図書採択協議会の下部組織である専門調査会が作成する調査資料（選定資料又は調査研究報告書）を全採択委員に採択当日前に配布し、各委員が充分日数に余裕をもって事前に内容を検討し、当日公正且つ適正な審議が可能となるように採択協議会事務局に対し

て改善指導を行われたい。

今、第35号の永井様の請願につきまして、2項目読み上げました。

第36号の草野様の請願項目は2項目となっており、語句の若干の違いがありますが同じ文章と言ってよいかと思います。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

委員長 以上、2件の請願につきまして、内容について説明がありました。委員の皆様には事前に内容を読んでおられて、いろいろ検討なさっているというふうに思います。まず、ご意見からいろいろお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から、この前の3月に出ました請願について、一応参考として確認をしておきます。このときは、「学習指導要領の目標に最もかなう中学校の歴史、公民教科書の採択を求める請願について」というのが本題でございました。これに関して6件の請願が出まして、そのときは十分にこの場所でいろいろ議論をして、皆様のご意見をちょうだいいたしました。結論としましては、請願の内容そのものは私どもの教育委員会の方向性と何ら変わることでない、やはりそういう目標に最もかなう教科書の選定に当たって、各個人が努力をしてくているのだと、採択をしたいという方向性を示して、一応この審議については不採択というふうな結論で終わりました。

今回、内容についてはほとんど同じでございますが、もう少し総括的に教科書採択における公正中立の確保を求める請願でございます。そういう意味から、もちろんこの標題からすれば、教育委員会としても公正中立というのは常に思っているところでございますけれども、この請願が出たことにつきまして、内容もまたよくお読みになった後で、どういうお考えがあるだろうかをお聞きしたいと思います。

根守委員さん、いかがですか。

根守委員 教科書採択の流れについては、前回もお話があったと思いますけれども、生徒が使用するのにふさわしい教科書であるかどうかというようなことで、教科の目標に沿ってこの採択地区協議会委員の方々が選定していると思うわけです。私どもが、願っていることは、特に生徒が使用するのにふさわしいもの、それから指導者である教師が指導しやすい、そして学習指導要領に沿ったものであるというようなことなどを願うわけです。

このような見地からしますと、もう国の方から認定されているわけですので、もしそこに偏ったような不都合があったとしたならば、採択はしないだろうと思うわけです。検定というようなことですので、中央の方から、そして県におりてきて地方にということですが、特

に教科書採択の流れ、これがわかっていると本当に採択についての趣旨が受け入れられるのではないかなと思います。

委員長 また後ほど追加がありましたら、追加をしていただきたいと思います。

いかがですか、瀧田委員さん。

瀧田委員 そうですね、私は学校教育の直接のかかわりが薄いものですから、教科書採択については非常に勉強していかなくてはならない立場の人間だと思います。この前から申し上げておりますが、採択地区協議会委員そのものがもう既に公正であり、こういう団体からの圧力とかそういうものに屈するというふうには私は実は思っていないものですから、その段階で毅然としたものを当然選択の場合に持っているだろうというふうに認識しています。それで、特に今年度から少し小域地域の採択地区協議会になったということがこの前の委員会でご報告いただきましたので、もっと細部にわたって各委員さんがそれぞれの意見を実際の選定の場に出せるのではないかと思いますので、その点は当然、常にその公平性とか適正な教科書というのは選択基準の中においてあると思いますので、この「教職員組合に申し入れる」というこのところですが、それに関しましては、批判したり、それからいろいろなことを要望を出したりするのは自由だと、ある意味思いますので、それを踏まえた上で、そういうこととはまた別なそれぞれの委員の視点で決定していくことなので、特にこういうことをこちらの教育委員会から組合に申し入れる必要は、私は感じないのでございますが。

それから、調査資料云々に関して、それはできるだけ少しゆとりがあって、実物の教科書とその調査したものとの対比ができるような時間が欲しいというふうには思っておりますが、それも改善していく方向にあると伺いますから、十分考慮に入れる時間があるものと私は思っております。

以上です。

委員長 今、お話に出ました当地区の採択地区協議会、これは今まで東葛地区の全体の採択地区協議会ということでやってまいりましたが、今年からそれが2つに分かれまして、東部地区と西部地区に分かれました。ここの松戸は、松戸、流山、野田、この3市の教育委員会が合同で東葛飾西部採択地区協議会というのを立ち上げて、一昨日第1回ということで発足いたしました。一昨日の会議では、まだその選定の作業には入っておりません。いろんな手順についていろいろ検討をしていくと、これからまた逐次調査だとか、本会議という作業に入ってきます。そういうことを踏まえていかがでしょう、齋藤委員さん、何かここまでの経過でこの請願に関するご意見がございましたら。

教育長 請願の趣旨はわかりました。請願の項目なんですけれども、職員組合団体の建議に関して一般的法律論にのっとったところで、ちょっと事務局の方からコメントがあります。

学校教育担当部長 職員組合でございますが、一般企業組合とは違いまして、特に教育公務員として幾つかの制限がございます。細かな話をいたしますと、勤務条件の改善が主たる団体のねらいでございます。そのほか、職員団体として社会的目的、文化的目的ということ掲げて、あわせて運営する、活動することについては問題がないというふうに考えております。

私ども市教委との関係で申し上げますと、私どもは交渉の申し出に応ずる立場にはございません。ただ、教科書採択等も含めて、管理運営事項にかかわるものについては交渉の要件になりません。勤務条件の改善ということだけでございますので、従いまして労使関係なども含めまして、その範囲の中で職員団体と私どもは関係する、それ以外については全く管轄も所管もしておらないということでございます。

従いまして、職員団体そのものがいろんな活動の中で、職員団体の中でやることについて、私どもが法的に申し入れる立場にはないと理解しておるところでございます。

以上です。

教育長 ということでございます。従いまして、瀧田委員がおっしゃる内容とは一致しているところもあろうかと思えます。しかし、何をしても自由ということにはならないだろうというふうに私も思っております。ただいまの組合の権利・義務の原則論等を踏まえて、やはり1番目については委員会としてこれをするのは難しいのかな、現段階で少なくとも申し入れするのは難しいのかなというふうに思います。

具体的に、法令違反の恐れがあると申しますか教科書採択の公正性や適正性を維持できないというような行動が、具体的に顕著に見えるというような、これ仮定の話ですが、そういう段階になればこういうことも検討せざるを得ないかなというふうに思いますけれども、現時点ではそれは難しいのかなと思えます。

余談ですけれども、先般の校長会におきまして教科書採択に関しては、教育公務員であるという立場をわきまえて、適切な行動をとるように、逸脱しないように貴下の各校の教職員の指導、監督よろしくお願ひしたいと、これは事前に強制するとか、注意するとか、そういうものではございません。あくまでも法令にのっとった適正な行動をとるようご指導願ひたい、このように申しておりました。

關委員 形式的な確認ですが、第35号議案は松戸市教育委員会教育委員長あてになっています。第36号議案の方は、松戸が抜けて市教育委員会になっていますね。これは何か意味があるの

かどうかですが、それは単に松戸市が抜けていると理解していいですね。

それから文言ですが、今度は請願項目の方の1、2、第35号議案の請願は主語がなく、第36号の方は市教委になっています。これも主語はあってもなくても大体似たような、同じ内容と理解していいだろうと思っています。

それから、タイトルは「教科書採択における公正中立の確保を求める請願」とあります。この請願のタイトルは両方一緒ですが、このタイトルと請願の内容をどう関連づけたらいいのか、若干難しかったということをおし上げておきます。公正中立の確保が請願のタイトルで、どうすれば公正中立であるかということの具体的な提案が、恐らく項目1、2と理解していいのだらうと思いますけれども、余りかた苦しく考えないでそういう理解をした上で、私の考えを申し上げます。

請願1は、両請願とも、教育委員会は教職員団体「に」なのか、「に対して」なのか、つながりがちょっとわかりません。「市教委は管轄内の教職員組合に申し入れること」と2番目の方はおっしゃっており、最初の方は「管轄内の関係教職員組合団体に文書で通知し徹底をしてほしい」といっております。これが公正中立の確保を手段、審議の上で関係するという理解かと思われます。

仮にそうだとすると、今教育長がおっしゃったように思想、良心、あるいは表現の自由がありますから、ある程度は法令の範囲内で認められることです。したがって、表現の自由をこちらから、こうしてはいけませんということではできません。もし、仮にそれが認められるとすると、逆に今度はこういう請願はしないでいただきたいというようなことになりかねないですね。いろんな団体にこうしないでほしい、こうしないでほしいということを見ると、それはやはりそれぞれの表現の自由に対する一種の抑圧になりますから、ある程度の自由はそれぞれに保証しなければいけない。しかし、公務員である以上はその制限内ということがありますので、ここはそう細かく見なくてもいいのかなという気がいたしました。

ただ、事前に教職員組合や団体というものが、採択や不採択を事前に決めることができるのかというと、現行の制度の下では、私はできないのではないかと思います。1の請願の趣旨が、どういうことをおっしゃっているのか理解できませんでした。採択、不採択はあくまでもこの委員会で決めることですので、いかなる他の団体もそういう権限はないと理解しています。

1については、そういうことでよろしいでしょうか。

委員長 2番目もよろしいですか。

關委員 2については、これは教科書の選定に当たって、このような調査報告書なるものがあるかどうかについては、前回ここでも確認いたしました。前回の段階ではあるということだけれども、各市町村の教育委員会はそれを手にすることはできないという回答をいただきました。ですから、あることはあるというのですが、それがどのような形で配布されるかは私どもは知る余地がありませんでした。この請願は、そういう採択地区協議会に対して委員が十分に検討し得る時間をもって、前もってあらかじめ配布していただきたいということを伝えてほしいという趣旨ですね。これはどういうふうに理解したらいいのかわかりませんが、この公正中立の確保との関連して言えば、委員の皆さんは当然、専門調査員のその調査資料ももちろん参考にするはずですが、それ以前に各委員は各自勉強もされているはずです。松戸市の場合も事前にいろんな勉強会もあり、我々教育委員も勉強会を通して検討しているわけですから、委員、それからこの教育委員会の会議でも、それぞれの基本的な理解を持った上で最終的な採択に参加する訳です。したがって、この調査報告書が絶対的に我々を拘束するものではないと思います。県のその調査項目等についての指導等も含め、そういったものを我々は総合的に判断した上で決定するわけですから、調査報告書だけを特に強調する意味は余りないのではないかと考えています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今までのご意見について追加のご発言ございますか。

教育長 基本的には、ただいま關委員が申しましたご意見と私も同様でございます。あくまでも選定の際の一つの判断材料、重要ではあるけれども一つの判断材料として使わせていただくというふうに私も解釈をしております。

ただ、採択地区協議会委員さんは学校教育に深くコミットしていらっしゃる方ばかりではございません。要するに日常業務としているという方ばかりではございませんので、やはりその点では当日配布をされてもという意見は前々からあったようでございます。採択地区協議会の事務局提案でこれを少し、もっと事前に配布することを検討しているという見解が示されましたので、そういうことになれば願意は達成されるのかなと思います。

委員長 今までのご発言のように、この請願項目の1及び2に関して、あくまでもこの公正中立の立場を踏まえている判断をしていますというスタンスを確認をさせていただきました。もちろん先ほど關委員が述べられたように、特定の団体、そういう集会などに対して文書または口頭にていろいろ申し入れをするというようなことは、法律的にも不可能であり、

また教育委員会の中立公正の立場からしても、いろいろなその問題が後残るようなことはできないというご発言でございました。

それと、2番目の事前に資料を確認をしながら選定に当たっていただきたいと、これはもちろん我々もそう思っております。採択地区協議会委員、実はこの5人の教育委員の中の3名が西部地区の採択地区協議会委員として出ていきます。その前に、この松戸市教育委員会としての総合的な意見や何かをまとめる意味で逐次勉強会を開き、提出された教科書を確認をしながら、それぞれ個々に中立公正な立場で判断をしてまいりたいというふうに考えております。そういう意味で、この請願の内容そのものについては、委員会としては同じような道筋といえますか、そういうことを踏まえて行っているつもりでございますが、いろいろ意見が出た後でさらに追加がありましたらよろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょう。

關委員 私も松戸の一市民ですから、一市民としてこの教育委員会の委員になりました。したがって、一般の市民の一人として、まさにレイパーソン・コントロールの精神に基づいて市民的な視点から意見を言うように努めているつもりです。しがたしまして、こういう請願や市民の皆さんのいろんな意見にはなるべく耳を傾けて、真摯にそれを受け止め考えたいと思っております。ですから、いただいたこういう書類はできるだけ丁寧に読むようにしております。そうすると先ほどの項目の1については、これは少しやはり限界があるかなという判断をいたしました。2については、今教育長が説明されましたように、前々からこういう要望もあって、この請願の趣旨の願意は達成されたというふうに思われるとおっしゃいましたので、この2についても、そういう理解でいいのかと思いました。

委員長 どうでしょう、いいですか。根守委員さんはよろしいですか。

根守委員 はい。

委員長 3月も先ほどお話ししましたように、同じような市教育委員会のスタンスというものを確認しながら不採択という結果が出ましたので、今回、今までのご意見を踏まえてどうしたらいいかということを決済をしたいと思っておりますが、その前にどうでしょう、何か追加のご意見ございましたら。

採決に入ってよろしゅうございますか。

關委員 前書きのところは、特に確認する必要はないですよ。請願項目が検討する中心課題ですから。しかし、前書きの趣旨はよくわかりますが、例えば最初の方の「正しい日本の歴史を教えるべきだ」という表現だとか、「過度に日本歴史の暗部ばかりを強調する教科書は排除すべき」という表現は、とても関心を持ちます。何が正しい日本の歴史かは、これは学

問上とても難しい問題です。それから「過度に日本歴史の暗部ばかり」と言いますが、僕はドイツで生活していましたから少しは比較できるのですが、日本がどれだけ暗部を子供たちや学生諸君に見せているかという、余り見せていないような気がします。ドイツの博物館や記念館はあらゆる機会に、ナチスが何をしたかということを繰り返し言っています。教科書でも言っています。それを反省材料として、未来は決して過去を忘れないようにして新しい歴史をつくっていかうという国民のコンセンサスはあると思いますね。それから、こういう表現、確かにマスコミでも見受けられますが、こういう表現というのは私は慎重に扱わないと違った理解をされやすいという気がいたしました。

瀧田委員 今、關先生のお話の中で、私もああそうかと思ったのですが、請願書というのは公民とか歴史の教科書にのみ、今まで集中してきたのでしょうか、それともほかの科目、例えば理科とかそういう科目についても、そういう請願というのは今まであったのか、ご存じの方、いらっしゃいますか。

委員長 教科書についてですね、教科書についてこれ以外の問題の請願が出たかどうか。事務局。

学校教育担当部長 私の経験の中ではございません。

瀧田委員 ないですか。はい。

教育長 私の記憶の中にもございませんですね。

瀧田委員 その辺がちょっと、私にしてみれば、同じようにやはり真実は何かということを探めるとい意味では、戸惑いがあるはずだと思いますので、こういう要望書は、これは請願書ですけれども、そういうものは一つのものをまたゼロから考えていくという視点にするには大事だとは思いますが、できることならばすべての真実を求める道についてそういうことが言われるようになると、まあこれも大変でしょうけれども、そんなこともちょっと思ったわけです。

教育長 例えば、算数、数学の教科の中で、学力低下論が起こっています。もっと深くかつレベルを上げるべきだなんていう請願・陳情が出てきても不思議はない世の中で、メールやお手紙をいただくときはたまにありますよ、理科の教科内容が随分落ちこちているのではないとか、あるいは逆にもっとやさしくていいのではないかというご意見もありました。こういう形で来たことは、これからそういう他の科目についても出てくる可能性はあります。

瀧田委員 当然、ありますよね。国際的な問題を今抱えているから、それはもちろん大事な点だとは思いますが、問題提起を少し広げて考えさせていただきましたので。

委員長 そうですね、そのとおりですね。

以上のようにいろいろご意見をいただきました。我々教育委員一人ひとりがその教科書そのものについて、もしかすると違った意見を持っているかもしれません。でも、それなりにその採択に当たっては公正中立、いろいろな資料を参考にして、自信を持って採択会議に臨みたいというふうに考えております。もちろんそれまでに何回かの、実際に教科書を見て、内容を検討し、勉強する機会を持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご意見、討論も、大体以上のようなようだろうと考えますので、採決に入りたいと思います。

議案第35号及び第36号について、不採択とすることにご異議ございませんか、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第35号及び第36号は不採択と決定いたしました。

議案第37号

委員長 続きまして、議案第37号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課専門監 議案第37号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」の議案についてご説明いたします。

本議案は、松戸市学区審議会条例第2条及び第3条第1項の規定により、松戸市学区審議会委員を委嘱するために提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては、学区審議会委員の任期が平成17年7月1日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためのものでございます。今回委嘱をお願いする候補者については、次のページに記載のとおりでございます。再任が15名、新任が5名となっております。再任等の方については既にご案内のとおりですので、新任の5名についてご説明をいたします。

まず、1号委員でございますが、知識経験を有する者として佐藤佳子様をお願いしたいと思っております。佐藤様は、学校の校長職を退任後、千葉家庭裁判所松戸支部の家事調

停委員を務められている方でございます。

次に、3号委員のPTAの代表といたしまして、今井浩志様及び島倉美賀様にお願いしたいと思っております。お二人は、松戸市PTA連絡協議会会長及び副会長を務めておられ、PTAの意見を集約しやすい立場にある方でございます。

最後に、4号委員の住民の代表として、松川 正様、木村正男様にお願いしたいと思っております。お二人はそれぞれ、明第二地区及び小金原地区の地区長を務めていらっしゃる方で、各地域の意見を広く聞くことができる立場にある方でございます。

なお、任期は平成17年7月2日から平成19年7月1日までの2年となっております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。学区審議会委員の新任の方々をご説明いただきました。いずれも異動だとか、新任によるものの対象ですよ。

何かご意見ございませんか。

定員は何名ということになっているのですか。

学務課専門監 20名以内です。

委員長 20名以内。

よろしいですか、何かご質問なければ、採決させていただきます。

關委員 せっかくですから、質問させていただきます。新任の方の候補者については全然異論はありません。ただ質問としては、こういう方の選定に当たっては、具体的に言いますと、松川さんについては明第二地区長をされている、これは明地区のその地区長さんがかわったからそれにかわるものなのか、あるいは地区長さんはもっとほかにもおられるけれども、いろんな地区長さんが交代で入ってこられるのか、その辺どんな基準で選ばれているのかなと思いました。

学務課専門監 住民の代表といたしまして、地区長さん各今12地区松戸市内にございます。それで、それぞれ地区長さんをお願いしている状況となっております。地区長さんは、市政協力員の中から選出されておりますので、そのような続きのもとで頑張っておりますが、よろしく申し上げます。

委員長 よろしいですか。

それでは、採決させていただきます。

議案第37号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

議案第38号

委員長 続いて、議案第38号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題とします。お願いします。

保健体育課長 それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

議案第38号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」。

松戸市学童災害共済条例第10条の規定により、別紙の者を松戸市学童災害共済審査会委員に委嘱する。

平成17年6月3日提出。

提案理由といたしましては、松戸市学童災害共済審査会委員に欠員が生じたことに伴い、後任者を委嘱するためでございます。後任の委嘱者につきましては、次のページをごらんください。

まず、2号委員、2号委員というのは小中学校長なんですけれども、2号委員小中学校長としまして、稲積 修、牧野原中学校長、及び渡邊功吉、上本郷第二小学校長。

4号委員、これは保護者代表としまして、幾島康夫、PTA連絡協議会副会長。

5号委員、これは行政機関の職員としまして、安井逸郎、松戸市児童家庭担当部長であります。

任期は、前任者の残りの期間でありまして、トータル2年間なんですけれども残りの期間ということで、平成17年6月3日から平成18年6月2日までです。

なお、その次のページの参考資料にありますように、1号委員、学識経験者の山口守利氏、松戸市スケート連盟会長、並びに3号委員、青少年関係団体の長の並木幸雄氏、子供会育成会連絡協議会会長は昨年度に引き続きまして継続でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

委員長 何かご質問ございませんか。

瀧田委員 新任の委員さんについて、どうのこうのというのは全くございませんので、ただ学童災害共済審査会という審査会にかかわる事件というか事例ですか、そういう何か特別なことが起こったときにそれを審査するという会なのでしょうか、それでもしそうだとしたら年間にどのぐらいの件数というのがそういう審査会で対応なされているのか教えて下さい。

委員長 いいえ。はい、どうぞ。

保健体育課長 審査会そのものは、年に一度、前年度のお金のやりとりもありますので、決算とか、そういうようなことにつきまして年に一度だけなんですけれども行っております。

ただ、子供たちのそのけがの状況とかその都度入ってきますので、それにつきましては事務局の方で対応しています。

瀧田委員 報告などもそういうときにするということですか。

保健体育課長 しております。

瀧田委員 そうですか。わかりました。

委員長 学童災害の範囲というのはどういうことなのでしょう。学校保健との関係はありましたっけ。

保健体育課長 いわゆる学校では、学校の管理内、要するに子供が家を行ってきませんと出て、ただいまと帰ってくるまでの間は、今日本スポーツ振興センター、ちょっとまたいろいろあそこはこころ名前が変わるのですね、昔日本体育・学校健康センターだったのですけれども、それで各学校の方で、これも任意なのですけれども、もう九十何%ほとんどの子供が入っております。

それで、学童災害につきましては、それ以外の、要するに子供たちの管理下外ということで、それにつきまして行っております。

委員長 そういう二重も三重も、こうカバーしながら管理しているという状況ですよね。

学童災害共済審議会の委員の委嘱についてです。このほかに何かご意見がなければ採決をさせていただきますが。

關委員 1つ質問してもいいでしょうか。前にもお尋ねしたかもしれませんが。この共済審査会というのは、特にある共済事故が発生した場合に、その事故に対して共済金を払うか払わないかというような審査ではないですね。

保健体育課長 いろいろ、今までので申しますと、そういう案件は今のところ出ておりませんので特にやっておりませんが、必要があればもちろん開かなければいけないとは思っておりますけれども。

委員長 それでは、議案第38号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上でございます。

その他

委員長 その他に移りますが、教育総務課どうぞ。

教育総務課長 本日、この場をおかりいたしまして、1件ご報告させていただきたいことがございます。実は先月、5月11日でございますが、松戸市南花島在住の男性から教育関係機関へということで500万円の寄付をいただいております。この関係につきまして、本日はひとまず報告という形なのですが、とりあえず9月議会で補正を組まさせていただきます、それからの活用となります。ですので、今後寄付していただいたご本人の意向もございまして、教育関係の、要するに使い道につきまして本人の意向を確認した上で、また9月議会に向けて教育委員会会議の方で議案等審議していただくかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 わかりました。

後は、では来月の日程ですか、よろしくお願ひします。

企画管理室長 平成17年7月定例会でございますけれども、第2木曜日の7月14日、午後2時からこちら5階の会議室でいかがでしょうか。

委員長 先生方、ご都合よろしゅうございませうか、来月第2木曜日、7月14日、午後2時からでよろしいですか。

それでは次回教育委員会会議、7月14日、木曜日、午後2時から教育委員会5階会議室で開催をいたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成17年6月定例教育委員会会議、閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員